の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　［略］

二　四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて、学校法人等の意向に基づき選出されたものでないこと。

2・3　［略］

4　学校法人等は、四分の三以上代表者が平成二十八年改正政令附則第三条第二項第二号イ及び第六項第二号イに規定する同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

5　前各項の規定は、平成二十八年改正政令附則第三条第四項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者について準用する。

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の十一　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一～八　［略］

2　事業団は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一～六　［略］

の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　［同上］

二　四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。

2・3　［同上］

［項を加える。］

4　前三項の規定は、平成二十八年改正政令附則第三条第四項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者について準用する。

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の十一　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一～八　［同上］

2　事業団は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項括弧書に規定する場合に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一～六　［同上］

3・4　［略］

5　第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。

3・4　［同上］

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十四号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　文部科学大臣　柴山　昌彦

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項第一号及び第二項第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	374,800
18年以上 19年未満	381,700
19年以上 20年未満	388,500
20年以上 21年未満	394,300
21年以上 22年未満	400,300
22年以上 23年未満	405,000
23年以上 24年未満	410,500
24年以上 25年未満	416,000
25年以上 26年未満	420,700
26年以上 27年未満	425,500
27年以上 28年未満	430,600
28年以上 29年未満	435,600
29年以上 30年未満	443,200
30年以上 31年未満	445,300
31年以上	448,400